

2017年1月1日



地震保険改定のご案内

地震保険の保険始期日（中途付帯日・自動継続日を含みます。）が2017年1月1日以降となるご契約より、下記の内容となりますのでご案内いたします。

※地震保険は「地震保険に関する法律」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の改定は全社共通のものです。

1. 保険料の改定

政府の研究機関が作成する地震の研究データの見直し等により、地震保険の保険料は全国平均で大きく引き上げとなりますが、お客さまのご負担をおさえるため、保険料の改定を数回に分けて段階的に行います。

次回以降の保険料改定は、今後の研究データの見直し等の影響を踏まえて実施される予定であり、改定時期・改定率ともに未定です。

■地震保険 新旧保険料比較表

地震保険の保険料は、ご契約物件の所在地と建物の構造区分によって決定します。

（保険期間1年、地震保険金額100万円あたり）

都道府県	構造区分	イ構造		ロ構造	
		現行	改定後	現行	改定後
岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、長野県、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県		650円	680円	1,060円	1,140円
福島県		650円	740円	1,300円	1,490円
北海道、青森県、新潟県、岐阜県、京都府、兵庫県、奈良県		840円	810円	1,650円	1,530円
宮城県、山梨県、香川県、大分県、宮崎県、沖縄県		840円	950円	1,650円	1,840円
愛媛県		1,180円	1,200円	2,440円	2,380円
大阪府		1,360円	1,320円	2,440円	2,380円
茨城県		1,180円	1,350円	2,440円	2,790円
徳島県、高知県		1,180円	1,350円	2,790円	3,190円
埼玉県		1,360円	1,560円	2,440円	2,790円
愛知県、三重県、和歌山県		2,020円	1,710円	3,260円	2,890円
千葉県、東京都、神奈川県、静岡県		2,020円	2,250円	3,260円	3,630円

■地震保険における建物の構造区分

地震保険における建物の構造区分は、地震の揺れによる損壊や火災による損傷などの危険を勘案し、イ構造・ロ構造の2つに区分されています。セットで契約する火災保険の構造級別により区分されます。

（注）平成22年1月に構造級別の改定を行いました。この改定により、建物の構造がコンクリート外壁木造や土蔵造等である場合には、平成22年1月以降の継続契約について、上表に関わらず経過措置の保険料を適用することができます。経過措置の適用条件や保険料など、詳細は弊社代理店または弊社までご照会ください。

2. 補償内容の一部改定(損害区分の細分化)

これまでの地震保険は、保険の対象に生じた損害の程度に応じて、「全損」「半損」または「一部損」の3つの損害区分に分け、各々の区分ごとに保険金額の一定割合を保険金としてお支払いしていました。

今般、損害区分間の保険金支払割合の較差を縮小させるため、「半損」を「大半損」と「小半損」に細分化いたします。

<損害区分と保険金の支払割合>

改定前 (3 区分)		改定後 (4 区分)	
損害の程度	お支払いする保険金	損害の程度	お支払いする保険金
全損	地震保険金額の 100% (時価が限度)	全損	地震保険金額の 100% (時価が限度)
半損	地震保険金額の 50% (時価の 50%が限度)	大半損	地震保険金額の 60% (時価の 60%が限度)
一部損	地震保険金額の 5% (時価の 5%が限度)	小半損	地震保険金額の 30% (時価の 30%が限度)
		一部損	地震保険金額の 5% (時価の 5%が限度)

また、損害区分の細分化に伴い、損害の認定基準を以下のとおり改定いたします。

損害の程度	認定の基準			
	建物			家財
	主要構造部の損害額	焼失または流失した床面積	床上浸水	家財の損害額
全損	建物の時価の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	—	家財の時価の 80%以上
大半損	建物の時価の 40%以上 50%未満	建物の延床面積の 50%以上 70%未満	—	家財の時価の 60%以上 80%未満
小半損	建物の時価の 20%以上 40%未満	建物の延床面積の 20%以上 50%未満	—	家財の時価の 30%以上 60%未満
一部損	建物の時価の 3%以上 20%未満	—	建物が床上浸水または地盤面より 45cm を超える浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損・大半損・小半損・一部損に至らないとき	家財の時価の 10%以上 30%未満

※時価とは、保険の対象と同等のものを新たに建築または購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

3. 割引確認資料の拡大

地震保険の割引制度をより利用しやすいものとするために、割引適用時の確認資料を下表のとおり拡大します。


既に地震保険をご契約いただいている場合でも、新たに割引適用できる、もしくは割引率が拡大する可能性がありますのでご確認ください。

改定の対象となる割引の種類	改定内容
耐震等級割引 (耐震等級 3 : 割引率 50%)	耐震等級 3 の割引を適用できる確認資料に、「住宅性能証明書」 + 「設計内容説明書」の組合せを追加します。
建築年割引	建築年割引が適用されている旨の記載がある保険証券等を確認資料とする場合、新築年月の記載は不要となります。

4. 地震保険普通保険約款の改定

損害区分の細分化等に伴い、地震保険普通保険約款を改定いたします。

— このご案内は、ごく簡単な説明を記載したものです。詳細につきましては、弊社代理店または弊社にご照会ください。 —

 日新火災海上保険株式会社	
--	--